

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 平成30年度業務の実績に関する評価結果（案）の概要

1 業務実績の評価

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）は、当該事業年度における業務の実績について、設立団体の長である知事の評価を受けなければならない。

2 評価方法

法第25条の規定に基づき、知事が定め、法人に指示した5年間の中期目標の達成に向け、法人が作成した中期計画に基づく年度計画の実施状況について、知事の附属機関である北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえ、法人から提出された平成30年度業務実績報告書をもとに調査・分析し、評価を行った。

3 評価結果

（1）全体評価

項目別に評価を行ったところ、Ⅳ評価（順調に進んでいる）が2項目、Ⅲ評価（おおむね順調に進んでいる）が2項目、Ⅱ評価（やや遅れている）が1項目となり、総合的に勘案すると、おおむね順調に進んでいると認められる。

（2）項目別評価（主な取組）

① 研究の推進及び成果の活用【評価：Ⅲ】

- ・ 第2期中期計画に研究推進項目として設定した「総合力を発揮して取り組む研究」や戦略研究及び重点研究等のほか、外部資金による研究課題の獲得に積極的に努め、666課題を実施した。
- ・ 知的財産の管理において、複数年にわたる誤徴収が判明し、チェック体制が整備されていなかった。マニュアル整備などの対応は行っているが、マニュアルどおり事務が適正に行われているかなどの点検を定期的に行うことが必要。

② 技術支援、連携の推進及び広報の強化【評価：Ⅱ】

- ・ 企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施するとともに、一部については、共同研究の実施、新商品の開発に繋げることなどに取り組んだ。
- ・ 依頼試験・設備使用等の実施において、実施件数が目標値を下回っていることから、企業の多様なニーズに対応するためのオーダーメイド試験の提案など、目標値の達成に向けた取組の強化が必要。

③ 業務運営の改善【評価：Ⅳ】

- ・ 高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、草地酪農研究を一体的に担うために上川農業試験場天北支場を酪農試験場の支場に変更する組織改編など、組織体制の見直しを実施した。

④ 財務内容の改善【評価：Ⅳ】

- ・ 事務的経費や維持管理経費の効率的な執行、外部資金など多様な財源の確保に努めた。

⑤ その他業務運営【評価：Ⅲ】

- ・ 平成30年北海道胆振東部地震に伴う被害発生に対して、農地及び林野等の被災状況や被災面積の把握に関する技術指導や建築物応急危険度判定などを実施したほか、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議に職員を派遣し、復興対応方針について助言した。
- ・ 法令の遵守において、職員に対して、法令遵守の意識を常に持たせることが大切であり、毎年度、同様の処分を受ける事案が発生している状況を認識し、今後も指導等を徹底していく必要がある。

4 今後の対応

法人は、評価結果について、法第29条の規定に基づき、年度計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに、評価結果の反映状況を公表する。

(参考) 項目別評価一覧表

年度計画		項目番号	法人自己点検・評価					評価委員会意見					知事評価										
								検証					項目別意見 (V IV III II I)	検証					項目別評価 (V IV III II I)				
			S	A	B	C	計	S	A	B	C	計		S	A	B	C	計					
第1 住民に対して提供するサービスの他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-11	0	12	1	0	13	0	12	1	0	13	1 研究の推進及び成果の活用 A以上割合(92.3%) III	0	12	1	0	13	1 研究の推進及び成果の活用 A以上割合(92.3%) III				
	2 知的財産の有効活用	12-13																					
	3 総合的な技術支援	14-17											2 技術支援、連携の推進及び広報の強化 A以上割合(85.7%) II										
	4 連携の推進	18-19	0	6	1	0	7	0	6	1	0	7		0	6	1	0	7	2 技術支援、連携の推進及び広報の強化 A以上割合(85.7%) II				
	5 広報機能の強化	20																					
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営の基本的事項	21											3 業務運営の改善 A以上割合(100.0%) IV										
	2 組織体制の改善	22	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6		0	6	0	0	6	3 業務運営の改善 A以上割合(100.0%) IV				
	3 業務の適切な見直し	23-24																					
	4 人事の改善	25-26																					
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 財務の基本的事項	27-28											4 財務内容の改善 A以上割合(100.0%) IV										
	2 多様な財源の確保	29	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6		0	6	0	0	6	4 財務内容の改善 A以上割合(100.0%) IV				
	3 経費の効率的な執行	30-31																					
	4 資産の管理	32																					
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設及び設備の整備、活用	33-34											5 その他業務運営 A以上割合(90.0%) III										
	2 法令の遵守	35	1	8	1	0	10	2	7	1	0	10		2	7	1	0	10	5 その他業務運営 A以上割合(90.0%) III				
	3 安全管理	36																					
	4 情報セキュリティ管理等	37-42																					
研究推進項目※		43-59	0	17	0	0	17																

※「研究推進項目」は、第1の「1 研究の推進及び成果の普及・活用」を評価する際の参考とした。

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項(右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S,Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	達成度が90%未満(B,Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
B 十分に実施していない	取組中ではあるが、所期の成果等を得られなかったとき	
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆評価委員会意見基準、知事評価基準

基準
V 特筆すべき進捗状況にある
IV 順調に進んでいる(すべてS~A)
III おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合がおおむね9割以上)
II やや遅れている(S~Aの割合がおおむね9割未満)
I 重大な改善事項がある

※ 評価に当たっては、上記S~Aの割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断した。